○環境省告示第六十六号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第一号）第十六条の十九の規定に基づき、排出ガス中の水銀測定法（平成二十八年九月環境省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月十一日

環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
排出ガス中の水銀測定法	排出ガス中の水銀測定法
大気汚染防止法施行規則（以下「規則」という。）第16条の19に規定する水銀濃度の測定は、別表第１に掲げる測定法によることとする。ただし、同条第６号に規定する施設において、規則第16条の18第２項に規定する要件を満たす場合に限り、同条第１項に規定するガス状水銀の濃度の測定は、別表第２に掲げる測定法によることができる。	（新設）
別表第１	
第１～第４　（略）	第１～第４　（略）
第５　水銀等の濃度の算出	第５　水銀等の濃度の算出
ア　（略）	ア　（略）
イ　酸素の濃度による補正が必要な場合には、式２によって所定の酸素の濃度に換算したものを濃度とする。	イ　酸素の濃度による補正が必要な場合には、式２によって所定の酸素の濃度に換算したものを濃度とする。
式２　C＝（21－On）／（21－Os）×Cs	式２　C＝（21－On）／（21－Os）×Cs
C：酸素の濃度Onにおける濃度（０℃、101.32kPa）（μg／㎥）	C：酸素の濃度Onにおける濃度（０℃、101.32kPa）（μg／㎥）
On：施設ごとに定める標準酸素濃度（％）	On：施設ごとに定める標準酸素濃度（％）
Os：排出ガス中の酸素の濃度（％）。ただし、排出ガス中の酸素の濃度が20％を超える場合は、Os＝20とする。	Os：排出ガス中の酸素の濃度（％）。ただし、排出ガス中の酸素の濃度が20％を超える場合は、Os＝20とする。
Cs：排出ガス中の実測水銀濃度（０℃、101.32kPa）（μg／㎥）	Cs：排出ガス中の実測水銀濃度（０℃、101.32kPa）（μg／㎥）
表　施設ごとに定める標準酸素濃度	表　施設ごとに定める標準酸素濃度
施設の種類：一の項、二の項／On：6 七の項／10 八の項、十の項／12 九の項／16	施設の種類：一の項、二の項／On：6 七の項／10 八の項、九の項／12 （新設）／（新設）
（注）　（略）	（注）　（略）
ウ・エ　（略）	ウ・エ　（略）
第６・第７　（略）	第６・第７　（略）
別表第２	（新設）
規格Ｂ7994に規定する排ガス中の水銀自動計測器を用いて行う方法とする。	